令和６年度介護支援専門員法定研修の年間スケジュール（予定）及び研修申込手続きについて

●令和6年度介護支援専門員法定研修の年間スケジュール(予定)

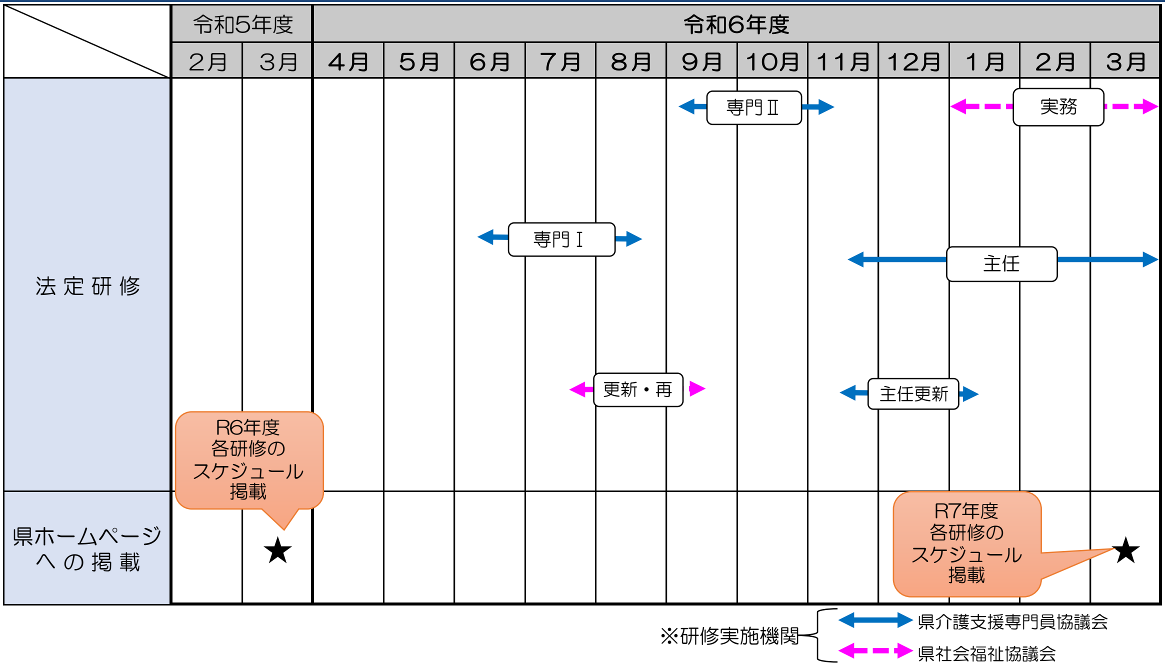

※　新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては，開催要綱掲載日や研修日程等が変更になることがあります。随時，県や研修実施機関のホームページを御確認ください。

●研修申込の手続きについて

日程等 ＼ 研修名	更新研修（実務未経験者向け）	再研修	専門研修Ⅰ	専門研修Ⅱ	主任研修	主任更新研修
開催要綱掲載日（各研修実施機関のホームページに掲載）	5月下旬頃		4月中旬頃	6月上旬頃	6月上旬頃	7月中旬頃
研修申込期間	未定		未定	未定	未定	未定
研修日程（予定）	講義：E-ラーニング（動画視聴）/演習：8月19日(月)～9月13日（金）の内6日間程度		6月下旬～8月中旬	9月上旬～11月上旬	11月下旬～翌年3月下旬	11月中旬～12月中旬
研修会場（予定）	講義：E-ラーニング 演習：ハイブリッド形式（集合会場：鹿児島）		オンデマンド視聴及びオンライン研修	オンデマンド視聴及びオンライン研修	集合研修（鹿児島）	オンデマンド視聴及びオンライン研修
研修実施機関	県社会福祉協議会		県介護支援専門員協議会			

① 県ホームページで，どの更新研修を受講すべきか，フローチャート等で確認してください。

② 県ホームページで、受講を希望する研修のスケジュールを確認してください。※毎年，前年度末(3月)頃に掲載

①②は，前年度末には，必ず県ホームページで確認をしておいてください。

⇩

受講を希望する研修の開催要綱の掲載日になりましたら，

③ 受講を希望する研修の実施機関のホームページから、開催要綱をダウンロードしてください。

④ 開催要綱に記載された受講要件、申込方法等を確認し、申込期限内に手続きをしてください。

2　更新研修の受講を希望しない場合

● 更新を希望しない場合は，**手続きは不要**です。

● 「介護支援専門員証」の有効期間満了日までに、該当の更新研修を受講し、更新申請手続きを終えなければ、「介護支援専門員証」は失効します。

3　介護支援専門員証を失効後、再度介護支援専門員として業務に就きたい場合

● **「介護支援専門員再研修**(年１回開催)」を受講の上、「介護支援専門員証」の交付申請を行い、新たな証の交付を受ければ、介護支援専門員として業務に就くことが可能です。

●介護支援専門員及び管理者の皆様へ

ご注意ください!!

■　研修受講者は、**各自、介護支援専門員証の有効期間が切れる前に更新申請手続きを終えるよう、研修の受講要件や申込み時期(期限)を確認**の上、計画的に更新研修を受講してください！
　なお、介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新研修を受講していても、**更新の申請手続き**を行わないと、**失効**します。

■　更新を行わず、証を失効された方は、介護支援専門員としての登録はそのままですが、失効期間中は**介護支援専門員としての業務を行うことができません**のでご注意ください。

※「介護支援専門員証」の失効期間中に介護支援専門員の業務を行った場合は、介護保険法第６９条の３９第３項第３号の介護支援専門員の登録消除に該当し、その後５年間は、介護支援専門員として登録できませんので、ご注意ください。

■　研修受講者は、事業所等の管理者へご自身の研修受講時期をお伝えください。

■　管理者は、施設等の人員配置基準等を考え、職員の更新研修が計画的に受講できるように調整ください。

ご自身の介護支援専門員証の有効期間満了日はいつですか？

例えば、有効期間満了日が、**令和8年3月1日(令和7年度)の方**は、**令和6年度の更新研修の受講対象者**です。

令和6年度の更新研修スケジュール等については、
令和6年3月下旬頃に、県ホームページへ掲載します。

事前に申込時期や、開催時期等をご確認いただき、申込漏れのないようご注意ください。